堺市子ども・子育て総合プラン

（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）

概要版

令和2年3月

堺　市

第１章 計画策定の趣旨

第1期堺市子ども・子育て支援事業計画の後継計画として、子どもや子育てを取り巻く課題やニーズを踏まえ、妊娠・出産から、乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れめのない子ども・子育て支援施策を総合的に推進することを目的に策定しています。

◆計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援施策に関連する以下の計画を包含したものとして策定しています。

- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

◆関連計画

本計画は、本市の関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進にあたっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。

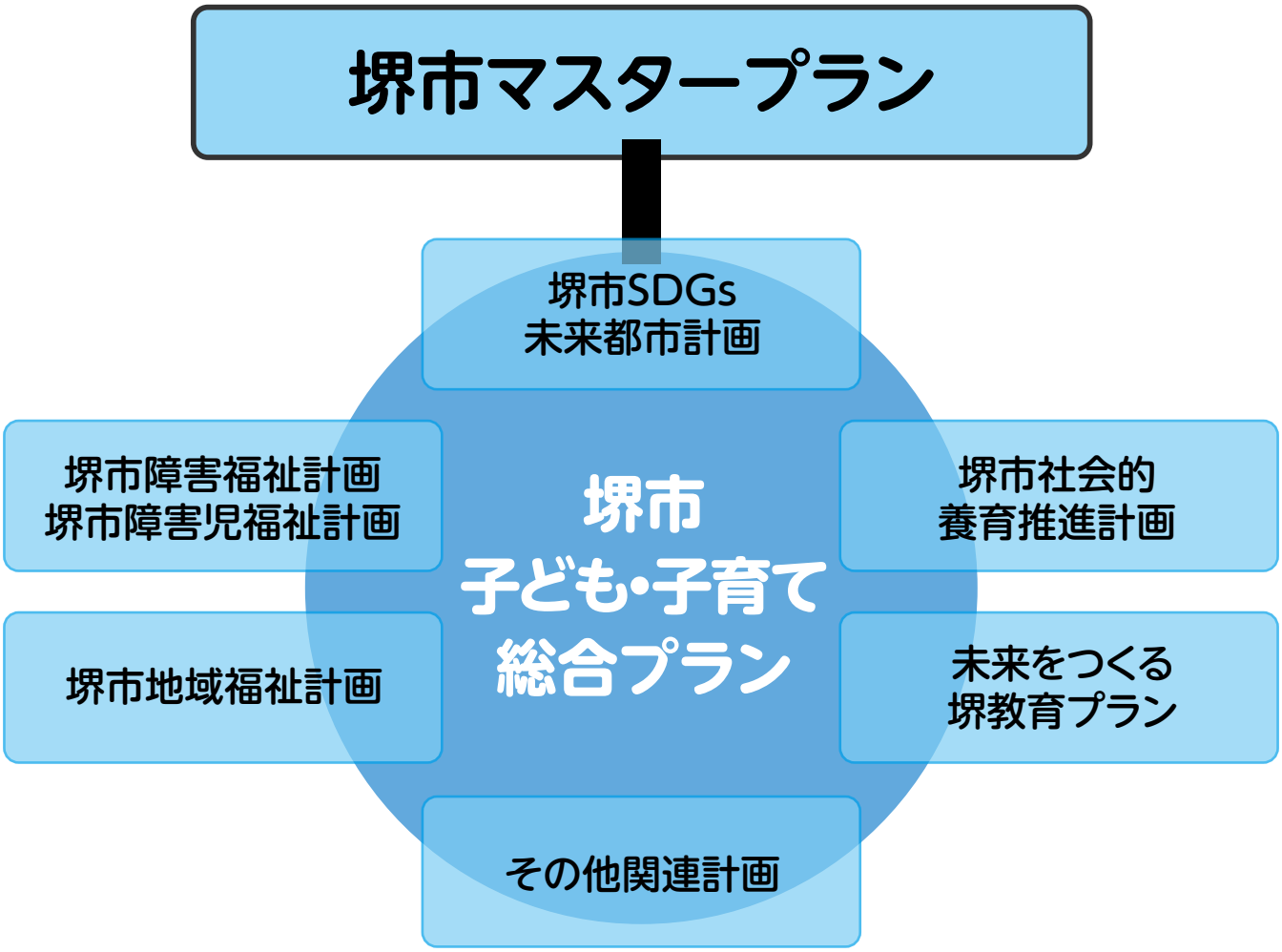

◆計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

◆計画の対象

出産前から乳幼児期を経て、学齢期・青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭を対象としています。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

第2章 計画の基本的な考え方

◆基本理念

全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現

地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現

◆施策の柱

1
妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

2
学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

3
特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

4
子どもの健やかな成長を育む環境整備

第3章 子ども・子育て支援施策の推進

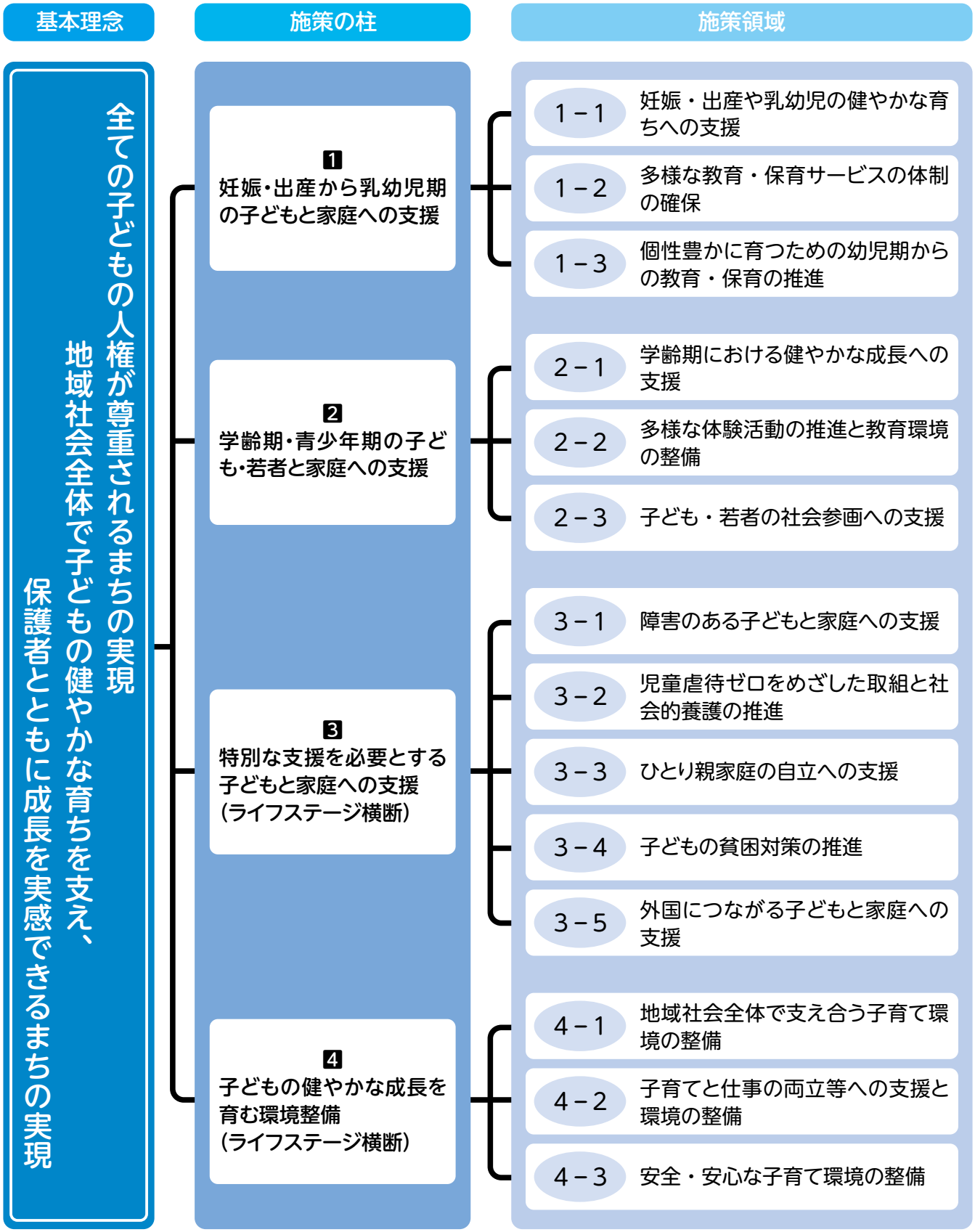

基本理念を実現するため、4つの施策の柱と、それに関連する14の施策領域を掲げ、切れめのないきめ細かな子ども・子育て支援施策（計346事業。再掲含む。）を推進します。

※なお、各推進事業は、今後、より効率的・効果的な手法を検討した上で、必要に応じて見直しを行います。

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定し、計画的な事業推進を図ります。

◆ 教育・保育の確保方策

(1) 教育・保育の利用に係る認定区分について

子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、1～3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども
1号	満3歳以上で2号認定以外の場合
2号	満3歳以上で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合
3号	満3歳未満で保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合

(2) 教育・保育 供給体制の確保方策に関する基本的な考え方

教育・保育の供給体制の確保に当たっては、教育・保育施設等の定員枠の拡大を下記の順により計画的に行うとともに、利用者が適切な保育サービスを受けることができるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

教育・保育施設等の定員枠の拡大について

1 既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増

2 既存施設の利用定員枠の増（定員変更・増改築等）

3 教育・保育施設の新設
- 幼保連携型認定こども園等の募集
- 一定数の枠が必要な提供区域に限る

4 地域型保育事業の新設
- 1～3の手法による受入枠の増を図ったにもかかわらず、計画上必要な定員枠を確保できない場合
- 必要な定員枠が少数の提供区域

(3) 総括表（全市）

（単位:人）

1号認定	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み	8,759	7,857	7,013	6,282	5,689
量の見込み（市外の子ども）	1,146	1,084	1,081	1,081	1,081
確保方策 特定教育・保育施設 ※確認を受けない幼稚園を含む	13,930	13,432	13,327	13,327	13,086

（単位:人）

2・3号認定	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号
量の見込み	8,871	10,819	9,264	11,375	9,670	11,190	9,882	12,249	10,066	12,759
量の見込み（市外の子ども）	38	64	38	64	38	64	38	64	38	64
確保方策 特定教育・保育施設等	8,867	10,883	8,923	11,210	9,348	11,664	9,708	12,069	9,937	12,441
必要整備量	200	226	437	455	360	405	212	269	175	409

※詳細については本編82ページから92ページ参照

◆ 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※詳細については本編94ページから111ページ参照

事業名		確保方策（単位）		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
❶ 利用者支援事業	〈基本型・特定型〉	箇所数		10	10	10	10	10
	〈母子保健型〉	箇所数		8	8	8	8	8
❷ 延長保育事業		人数		7,720	7,570	7,430	7,280	7,190
❸ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		人数		1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
❹ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業［民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費）］		人数		312	312	312	312	312
❺ 放課後児童健全育成事業		人数		12,625	13,556	14,498	15,516	16,365
❻ 子育て短期支援事業		延べ利用日数	短期入所生活援助事業	246	242	237	232	229
			夜間養護等事業	260	255	250	245	242
❼ 乳児家庭全戸訪問事業		訪問人数		6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
				実施機関：保健センター、子育て支援課／委託団体等：民間保育施設、助産師				
❽① 育児支援ヘルパー派遣事業		派遣件数		31	31	30	29	29
				実施機関：子育て支援課／委託団体等：ヘルパー事業所				
❽② 子育てアドバイザー派遣事業		件数		42	41	41	40	39
				実施機関：子育て支援課／委託団体等：子育てアドバイザー				
❾① みんなの子育てひろば事業		延べ利用人数 ※いずれも38か所		95,038	97,795	97,795	97,181	93,861
❾② 地域子育て支援センター事業		延べ利用人数 ※いずれも6か所		36,220	36,220	36,220	36,220	36,220
❾③ 堺市つどい・交流のひろば事業		延べ利用人数 ※いずれも1か所		24,230	24,230	24,230	24,230	24,230
❿① 民間認定こども園等一時預かり事業（民間認定こども園等）／堺市一時預かり事業（公立認定こども園）		延べ利用人数		17,300	16,100	14,900	13,800	12,900
❿② 幼稚園型一時預かり事業幼稚園型Ⅰ		延べ利用人数		124,000	119,700	115,700	113,200	112,700
❿② 幼稚園型一時預かり事業幼稚園型Ⅱ		延べ利用人数		78	24	12	12	12
❿③ 市立幼稚園における預かり保育モデル事業		延べ利用人数		5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
⓫ 病児保育事業		人数 ※いずれも5か所+訪問型		3,743	3,668	3,600	3,526	3,481
⓬ ファミリー・サポート・センター事業		活動件数	就学前	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416
			1～3年生	4,151	4,072	3,984	3,947	3,810
			4～6年生	3,491	3,407	3,315	3,210	3,149
⓭ 妊産婦健康診査		人数		6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
		健診回数（回）		100,528	98,768	96,864	94,864	92,688
		実施場所		実施場所：医療機関、助産所／検査項目：診察、血液検査等／実施時期：通年				

第5章 計画の推進体制

多様な実施主体の連携による事業推進

◆庁内における関係部局の連携による事業推進

堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会を中心として、関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な子育て支援施策を推進します。

◆市民・事業者・関係機関等との連携による事業推進

子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」（会長：関西大学山縣文治教授）において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、市民・事業者・関係機関等と連携し取り組みを進めていきます。

堺市子ども・子育て会議による進捗管理

本計画は、「堺市子ども・子育て会議」での審議を経て、広く市民からの意見を踏まえ策定するものです。

本計画に基づく施策の実施状況は、「堺市子ども・子育て会議」において毎年度進捗管理を行います。

また、教育・保育事業等の計画と実績が大きくかい離した場合や、推進事業の事業内容や目標事業量等が変更された場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【参考】堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）の検討経過

日　程	内　容
平成30年12月	堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和元年7月	堺市子ども・子育て会議での審議 ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ②推進事業の平成30年度進捗状況と次期計画の目標事業量について
令和元年10月	堺市子ども・子育て会議での審議 ①骨子案について　②教育・保育施設の量の見込みと確保方策について
令和元年11月	堺市子ども・子育て会議での審議 ①素案について
令和2年1月～2月 令和2年3月	パブリックコメントの実施 堺市子ども・子育て会議委員への意見聴取 ①計画案について

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課
教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7104　FAX 072-228-7106
メール　koki@city.sakai.lg.jp〈堺市行政資料番号　1-F3-20-0013〉

表紙のイラスト：西村軍団